

# 第1回しもすわ男女共同参画推進委員会会議録

日 時 平成24年6月19日（火）午後7時～  
場 所 町庁舎2階 第2会議室

出席者：委員19名  
職員3名

## 配布資料

- ①次第
- ②委員名簿
- ③第4次町男女共同参画行動計画ダイジェスト
- ④男女共同参画の状況
- ⑤男女共同参画週間チラシ
- ⑥すべての人が輝くために
- ⑦町長と語る会Ⅷ

## 1 開 会／総務課長

お足元の悪い中、ありがとうございます。ただ今、情報防災係でも職員が待機している。台風が接近するのは、夜中から朝方にかけてということですので、お帰りの際は十分気を付けていただきたい。それでは、第1回しもすわ男女共同参画推進委員会を開会します。

## 2 委員長あいさつ

台風の中、ご苦勞様です。接近しているらしいので意義のある委員会にして、短時間で終わらせるようにしたい。昨年度から引き続き委員長ということだが、まだまだ若輩者で学ばなければならぬことがたくさんある。少しでも前に進むよう頑張っていきたい。委員になって4年目になるが、やればやるほど奥が深いので、これから、みなさんと一緒に学習していきたい。よろしくお願ひしたい。

## 3 副委員長の選出

○総務課長 委員長には、今年度もお世話になる。副委員長は、しもすわ男女共同参画推進委員会要綱によると2人となっている。今年の3月で、昨年度副委員長を務められたお二人が任期満了となった。第4次の行動計画は22年度の推進委員会で揉んでいた。啓蒙活動等、各地区で講演会を行う際は、予算もとっているのご連絡いただきたい。

副委員長の選出についてだが、要綱によると委員の互選となっている。「ぜひ、この方に。」という方がいっらしやればご発言いただきたい。ないでしょうか。いきなりで難しいとは思っているので、事務局に腹案を用意しているので発表させていただいてよろしいか。それでは、中井さんにお願ひしたいがご承認いただけるか。（承認）

ありがとうございます。それでは前の席に移動していただいて一言ご挨拶をお願ひいたします。

○副委員長あいさつ 昨年より、推進委員会に参加させていただいている。副委員長という大きな役で戸惑っているが、任期最後の年である。地域の活動を通して女性が参画できるよう進めていきたい。しっかり学習していきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

## 4 会議事項

### (1) しもすわ男女共同参画推進委員会について

○委員長 それでは会議事項に入ります。質疑は最後に一括していただくということでよろしいでしょうか。それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局 この委員会は要綱に基づいて設置されている。要綱には、“男女共同参画のよりよい

社会づくりをめざして、男女共同参画に関する施策の総合的な企画とその推進に資するため、しもすわ男女共同参画推進委員会を設置する。”とある。また、委員会の人数は、30人以内で組織するとあるが、名簿のとおり、現在は27人で構成されている。第8期の委員会となり、任期は平成25年3月31日までの2年間となっているが、各団体等から選出されている委員さんはその団体の任期による。また、区によっては一度に2人が同時に変わらないよう1年ごと任期がずれている場合がある。名簿の網掛けの委員さんは2年目以上の方になる。委員会の活動については、今後、正副委員長さんと検討させていただく。まだ先になるが、今年の3月に開催した男女共同参画の講演会を昨年度に引き続き開催する。今年度はまだ予定になるが、1月～2月頃に開催したい。委員の皆さんにはご出席をお願いしたい。また、下諏訪町を含め近隣で男女共同参画関連の講演会等開催される場合は、通知を郵送してお知らせしたい。会議の行き帰りの交通事故など、何か事故が起こった場合のために総合賠償保険に加入している。そうした場合は事務局までご連絡いただきたい。

○委員長 事務局からの説明で質疑がございましたらご発言をお願いします。(質疑なし)

## (2) 第4次男女共同参画行動計画について

○委員長 第4次男女共同参画行動計画について事務局から説明をお願いします。

○事務局 現在、協働のまちづくりを推進している下諏訪町にとって、町民の皆さんの力は欠かせないものとなっている。性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、町民参加のまちづくりのために重要である。国においては、平成6年、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成11年に男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画社会基本法」が施行された。後ほどご説明するが、この「男女共同参画社会基本法」の施行日である6月23日から1週間は男女共同参画週間となっている。話を戻すが、下諏訪町では、平成16年に「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」を制定した。この条例に基づき、「いきいきパートナーシップしもすわ」という男女共同参画行動計画が策定されている。皆さんのお手元にお配りしたのは、行動計画のダイジェスト版。計画のテーマとあるが、“子どもからお年寄りまで男女がともに助け合い、男女間における暴力や差別が無く、心豊かにいきいきと暮らせる社会づくり”を下諏訪町はめざしている。男女共同参画という言葉を聞くと、難しく捉えてしまいがちになる。また、男性と女性は対等に仕事も家事も同じようにこなす、肩の力が入っているようなイメージを持つ方もいる。しかし、男性と女性は体のつくりも違い、すべて同じようにこなすのは最初から無理な話である。男女共同参画とはそういうことを言っているのではない。また、男女共同参画は「男らしく、女らしく」といったことを否定していると捉える方もいますが、問題となるのは、その人がどう感じるかということ。「男なんだからこうしなさい、女なんだからこうしなさい。」と言われたとき、嫌だと思える人もいる。また、そのために自分のやりたいことができないのはとても残念なことである。性別にこだわるのではなく、一人ひとりが「自分らしく」生きることができるよう、多様な価値観や生き方を認め合うことが大切となる。第4次の行動計画では重点項目を3つ設定した。重点1は「男女の人権の尊重」としている。男女共同参画は押しつけで行うのではなく、一人ひとりの人格を尊重し合い多様な生き方を認め合うことが、まず、第1歩である。家庭においてはそれぞれの事情があり、専業主婦の家があったり共働きの家があったり色々である。どれがいい、悪いということではなく女性ばかりが家事などの負担が大きくなるよう家族みんなで協

力していくことが大事。地域においては、男性と女性が対等なパートナーとして、誰もが助け合い、活発な地域コミュニティーづくりを進めていってほしいと思っている。そうした助け合いにより、重点2のワーク・ライフ・バランスへの取組につながっていくのだと思う。重点3として、男女間のあらゆる暴力根絶に向けた取組とある。長野県の報告によると、平成23年度に県の女性相談センター及び男女共同参画センターで受け付けたDV相談件数は、1,741件。児童虐待・DV24時間ホットラインへの通告・通報・相談件数は、児童関係を除いた女性関係で716件。また、保健福祉事務所や女性相談員設置市などを含めた県全体の相談件数は、平成22年度では6,616件であり、そのうちDV相談件数は1,906件と総数の3割近くとなっている。全体を見ると、近年相談件数は増加傾向にあり、そのうちのDV相談件数の割合についても増加傾向にある。DV被害については深刻な問題と捉え、重点3とした。

○委員長 事務局からの説明で質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

○委員 男女共同参画は、小学校中学校からの早期教育が大事だと思うが。

→事務局 学校では道徳の時間を利用して男女共同参画を学ぶということ聞いた。子どもの方が、「男だから、女だから」ということは意識していないように感じる。

○委員長 以前の推進委員会でも、「高齢の方の意識を変えることの方が難しい。」という意見が出された。

### (3) 男女共同参画状況調査について

○委員長 男女共同参画状況調査について事務局から説明をお願いします。

○事務局 毎年、公職における男女共同参画状況調査と各区における男女共同参画状況調査を行っている。その2つをまとめた下諏訪町全体の数値が29.2%となっている。今年度は調査内容の見直しを行い、区の調査では、自主防災会と赤十字奉仕団を加えた。見直しを行ったことも関係しているかと思うが、公職における調査、区における調査ともに昨年と比較すると数値は上がっている。

(H23 公職23.8% 区23.7% 全体23.9%) (H24 公職29.9% 区27.2% 全体29.2%)

県と国の状況についてだが、県については、審議会等委員に占める割合は、平成22年4月現在、27.1%で、平成27年度までの目標設定を50%としている。また、自治会、公民館、PTAなど地域組織の長については、県の第2次計画の期待値である「2020年までに女性が占める割合が30%を占めること」を、第3次計画でも引き続き長期的な目標としている。国においても、「2020年30%」の目標を掲げており、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」としている。

○委員長 事務局からの説明で質疑がございましたらご発言をお願いします。

○委員 以前の調査から比べると調査項目も細かく出している。県では目標を50%としているが、29.2%という数値を上げようとしても無理。上げるとしたら、どの委員会の数値を具体的に上げるのか。むしろ上げなくてもいいと思っている。この数値は素晴らしいのではないか。

→事務局 数値を見て、男女共同参画ができているのかという判断ができるのかという難しいかと思う。県の目標数値は50%だが、下諏訪町では第4次の行動計画で35%という目標設定をさせていただいた。委員の皆さんにも議論していただいたが、「数値については載せることで、意識を持っていただきたい。」というご意見もあり、第4次の計画でも数値目標を載せている。調査については、少しずつではあるが数値も上がってきており、内容を見ると、女性がいなか

った委員会に女性が入ってきているという状況も調査からわかり、段々意識も変わってきているように感じる。

○委員 学校については、PTA会長、副会長だけではなく、三役までおろしてもいいのではないか。区長、副区長については調査に入っているが、女性がやることはないのではないか。公民館、分館についても女性がやる人はあまりいない。

○委員 今までに比べれば、調査内容のレベルが上がって良くなっていると思う。ただ、どこまで役員に含めるのか。自主防災会や、赤十字奉仕団は各地区から出ているが、小中学校は違う。そうしたとき、この数字は適当なのか。区では、女性を何名入れてください。といったことを言われているはず。それなのに女性がいないのは、そうしたことを引き継がれていないからである。分館も女性が何名入れてくださいとなっているはずだが、やり手もいなくなっている。

→総務課長 下諏訪町は近隣市町村に比べると数値は決して高い状況と言えない。

(H23.4.1現在 岡谷市 33.5% 諏訪市 36.6% 茅野市 23.1% 富士見町 25.5% 下諏訪町 23.8%)  
区長については、歴代に1人だけ2区で出た。2区に町内会長が今回1人いる。衛生自治会では、今まで女性がいなかったが、今回の調査で12人女性となっている。色々な領域に女性が入ってきている。35%という目標となっているが、委員は属職委嘱、公募がある。公募を始めた頃は、公募もあったが、今は見つからない。まちづくりに参画するという雰囲気づくりを進めていきたい。PTA三役についても検討したい。

○委員 私はこの29%という数値は今の時代少ないと感じた。県の数値ではないが、男性、女性半々の50%にするべきだと思う。昨年、保健補導の3区の会長をやった。何の知識もなくやったが、それまで女性がやるべきだと思っていたが、実はそうではなく、男性がやってもいい。どの委員会にも男性女性両方の意見があった方がいい。今までPTA会長に女性は1度も出たことがないと思うが、これからの時代は女性も出るべきだと思う。できる女性がいると思うので、私たち世代が出していくべきだと思っている。

○委員 更生保護女性会は、各種団体から出ている。民生児童委員、人権擁護委員の女性が入っている。重複しているので大丈夫か。

○総務課長 行政から区にこうしてくださいと言うことも越権行為になる。果たしてどう進めればいいのか事務方としても悩むところである。10区の皆さんは、毎年講演会を行っている。講演を聞くだけでも意識は変わってくると思う。

○委員 4年間、推進委員会の委員をしているが毎年思うことある。数字にとらわれすぎると委員会の趣旨は、数字を増やすことが目的なのか間違えやすくなる。思想をいかに共有してみんなに伝えるためにどうするのかをまず考えてもいいのかなあと感じた。例えば、他団体では、駅前でティッシュ配りをしているが、この委員会では具体的な行動がない。アクションを起こすのもいいかと思う。介護施設で働いているが、おばあちゃんのお世話をおじいちゃんがしている。困ったら人は自然に助け合う。%にとらわれることはない。時間が経てば、PTA会長、区長にも女性は出てくる。それまでは男女共同参画の思想を伝えることがいいのかなあと思う。

○委員 10区では、この場で折角学習しても広める場がないということで、8年前から分館のメンバーに入れてもらった。参画=男女平等と勘違いする人もいる。決定権のある場に出ないと参画ではないということを理解していない。分館の運営委員の中にも、推進委員会の存在を知らない人もいたので、広める機会を作るということを10区ではした。去年、副分館長に推進委員会出身の女性が初めてなった。

○委員長 継続していくことで、運営委員の意識も変わっていくと思う。大事なのは話し合っ  
て決定していく場に男女がかかわっていくこと。社会を一緒に作っていくという意識を広めるこ  
とが委員会の使命。

#### (4) 男女共同参画週間について

○委員長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 6月23日から29日の1週間は、男女共同参画週間。この週間は、男女共同参画  
社会についての理解を深め、様々な取組が行われるよう気運醸成を図ることを目的として、平  
成13年度より、毎年「男女共同参画社会基本法」の施行日である6月23日から1週間実施  
されている。東日本大震災からの復旧・復興、日本経済の再生等、様々な課題の解決を迫られ  
ている日本において、女性が社会に参画し、その能力を発揮することがますます必要とされて  
いる。そうしたことから、本年度は、「男女共同参画による日本再生」を重点としている。本年  
度のキャッチフレーズは、チラシにも書かれているが、「あなたがいる わたしがいる 未来が  
ある」。町では男女共同参画週間に合わせ、町ホームページで周知するとともに、図書館に関連  
図書を置いたコーナーを設置する予定。今年度は、6月20日から25日までの間、文化セン  
ター1階の展示コーナーにて、男女共同参画パネル展を開催する。全部ではないがパネルの一  
部を本日並べた。

○総務課長 町としても少しずつ何かをしようとして、初めてパネル展を開催する。明日から  
展示するのでご覧いただければありがたい。

○委員長 男女共同参画週間について質疑がございましたらご発言をお願いします。

○委員 パネル展の回覧等はしないのか。折角やるなら、回覧すればいいと思った。

○総務課長 今回回覧はしないが、町HPに掲載する。新聞報道にもお願いしたい。

#### (5) その他／企画係長

○委員長 次回の推進委員会についてですが、今後の取組について、委員さんから何かあれば  
ご発言をお願いします。

○委員 講演会の話が出たが、私たちが対象としてやるのか。

○総務課長 下諏訪町民対象に開催する。一昨年はフィンランドでの働き方に関する講演会、  
昨年は、小林りんさんを講師に招いて講演会を行った。軽井沢にインターナショナルスクール  
を開校するべくご活躍している方で、長野県の許可も既にいただいており、学校が設立される。  
おもしろいお話をしていただいた。講演会は講師を選ぶのはとても大変なので、皆さんもテレ  
ビ等ご覧になって、「この方がおもしろい話をしたよ。」など情報があればご紹介いただくと  
ありがたい。

○委員 講演会を分館活動の一環としてやるのも手かなと思うので、分館に提案してみたい。

○委員長 町の講演会の講師はいつ決まるのか。

→総務課長 昨年度も年明けになってしまって、講師を決めるのに時間がかかってしまう。活躍  
している女性を呼ぶのがいいと思っている。

○委員長 他に質疑はありませんか。その他事務局から説明をお願いします。

○事務局

①すべての人が輝くために 本日お配りした小冊子だが、長野県の啓発資料となる。この場で

の説明は割愛させていただくが、意識調査など載っているの、またご覧いただきたい。

②町長と語る会について 各地区のご意見等をいただき、町民とともにつくるまちづくりを進める場として「町長と語る会」を今年度も開催する。7月4日の高木公民館を皮切りに計11回開催する。本年度は区長会を通して要望・テーマを事前にお聞きし、町長がお答えするという形となるが、その場でご意見を出していただくこともできる。場所が各地区で決まっているが、これにこだわるということではないので、大勢の皆さまにご参加いただきたい。

○委員長 全体を通してでも結構ですので、質疑がございましたらご発言をお願いします。

(質疑なし)

それでは、以上で議事を閉じ、本日の委員会を終了いたします。閉会を副委員長からお願いします。

## 5 閉 会

○副委員長 以上をもって、第1回しもすわ男女共同参画推進委員会を閉会とさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

8時閉会